

平成27年9月28日

申請者各位

東京医科歯科大学特定認定再生医療等委員会委員長
森尾友宏

東京医科歯科大学特定認定再生医療等委員会の審査等業務にかかる
倫理審査委員会等の承認に関する取扱いについて（通知）

標題の件につきまして、本学委員会では、当該の再生医療等提供計画に関して、然るべき倫理的配慮および科学的妥当性が確保されているかどうかについて、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（再生医療新法）」に基づいて審査等を行っております。

そのため、当該再生医療等提供計画が、その他の適切な倫理指針に準拠し、然るべき倫理的配慮、妥当性、および、利益相反に関する透明性が確保されているかどうかについては、別途、施設内倫理審査委員会又はしかるべき外部の倫理審査委員会での倫理審査が必要となります。

上記の観点より、再生医療新法上は、認定再生医療等委員会意見書の発行にあたり、倫理審査委員会等で別途審査することは求められておりませんが、本学委員会にて審査するにあたっては、施設内倫理審査委員会又はしかるべき外部の倫理審査委員会での倫理審査を必要条件とさせていただきます。

施設内倫理審査委員会又はしかるべき外部の倫理審査委員会での審査時期につきましては、本学委員会の審査の前後は問いませんので、必ず承認を受けるようお願いいたします。

《本件担当部署》

東京医科歯科大学 研究・産学連携推進機構事務部
研究協力係内 特定認定再生医療等委員会事務局

TEL : 03-5803-4162

Email : saisei.adm@cmn.tmd.ac.jp